

この度、大阪府警察官に対する被服の支給等に関する条例(昭和29年条例第32号。以下「条例」という。)に定める支給品、貸与品並びに特殊の被服及び装備品の取扱いについては、平成6年4月1日から次によることとしたので、了知されたい。

なお、「被服代料の支給事務取扱いについて」(昭和38年11月22日例規大警装第3051号、大警会第2065号)及び「警察官の被服等の取扱いについて」(昭和60年5月15日例規(装)第35号)は、廃止する。

1 被服等個人別支給・貸与状況票の備付け

(1) 装備課長及び所属長は、支給品又は貸与品の支給又は貸与の状況を明らかにするため、警察官ごとに被服等個人別支給・貸与状況票(別記様式第1号)を備え付けるものとする。

なお、被服等個人別支給・貸与状況票には、毎年4月1日現在の支給品又は貸与品の支給又は貸与の状況を出力してあるが、次の出力までの間に交換等を行った場合は、その旨を記載するものとする。

(2) 所属長は、警察官が他の所属に異動した場合は、その被服等個人別支給・貸与状況票を異動先の所属長に送付するものとする。

2 不用品の取扱い

(1) 警察署長は、汚損等のため支給品及び貸与品の返還を受けた場合は、大阪府財務規則(昭和55年府規則第48号)第87条の規定に基づき不用品調書により、不用の決定をした後廃棄処分するものとする。ただし、破損のため返還を受けた場合は、不用の決定をしないで、装備課長に返納するものとする。

(2) 警察署長以外の所属長は、支給品及び貸与品の返還を受けた場合は、当該支給品及び貸与品を装備課長に返納するものとする。

3 使用期間

(1) 使用期間は、支給した日の属する月から起算するので、1日でも1月とする。

(2) 警察官が私服勤務員(大阪府警察官の服制に関する規程(平成2年訓令第32号)別表第3に掲げる警察官をいう。以下同じ。)として勤務している期間は、支給品の使用期間に算入しないものとする。ただし、私服勤務員が警察学校への入校を命ぜられ、その期間中制服を着用した場合は、私服勤務員として勤務していないので、その期間は、支給品の使用期間に算入される。

4 使用期間の満了した支給品の保有

使用期間の満了した支給品は、洗い替え用として制服上衣(夏服上衣を除く。以下後記8において同じ。)及び活動服は2着、制帽及び活動帽は1個、防寒服は1着、制服用ワイシャツ及び夏服上衣はその員数にかかわらず、保有することができる。

5 支給品の廃棄

使用期間の満了した夏服上衣、制服用ワイシャツ、雨衣その他の支給品(後記8の(1)により所属長に返還するものを除く。)で不用となったものを個人で廃棄する場合は、エンブレム、日章、肩章、ボタン、片布、そで章、帯章等を取り外し、一見して警察官の被服等であることが分からないように措置するものとする。この場合において、取り外したエンブレム等は、原形をとどめないように措置するものとする。

6 特殊の被服又は装備品の貸与

(1) 条例第5条に規定する「特殊の被服又は装備品」とは、大阪府警察官の服制に関する規程別表第1及び別表第2に定めるものをいう。

(2) 特殊の被服、コンバットシューズ、ヘルメット及びショルダーバッグはこれを必要とする警察官個人に貸与品の例により貸与し、特殊の装備品(コンバットシューズ、ヘルメット及びショルダーバッグは除く。)は一括して所属長に貸与するものとする。

(3) 所属長は特殊の装備品の貸与を受けたときは、特殊の装備品の出納簿(別記様式第2号)により適正に管理するとともに、所属において職務上必要とする警察官に貸与するものとする。

(4) 特殊の被服又は装備品の貸与を受けた警察官は、配置換え等によりこれを必要としない場合

は、速やかに所属長に返還しなければならない。

#### 7 識別章の番号標の貸与等

所属長は、識別章の番号標を警察官に貸与するに当たっては、識別章番号標貸与状況表（別記様式第3号）に所要事項を記載し、貸与の状況を適正に管理するものとする。

なお、識別章の番号標の表面に表示する識別番号のアルファベット2文字は、所属を表すものとし、その区分については、識別章所属記号（別表）のとおりとする。

#### 8 支給品等の返納等

(1) 使用期間が満了した場合で、新たに支給品が支給されたときは、前記4により保有している洗い替え用の制服上衣、制帽、活動服、活動帽又は防寒服（以下「不用被服」という。）を所属長に返還させるものとする。

(2) 所属長は、前記(1)により不用被服を返還させた場合は、返納者名簿（別記様式第4号）を添えて装備課長に返納するものとする。

(3) 所属長は、警察官が退職する場合（任命後1年以内に退職する場合は除く。）は、使用期間の満了していない支給品及び貸与品並びに洗い替え用として保有している制服上衣、制帽、活動服、活動帽及び防寒服を返納させなければならない。ただし、手袋、靴下、長靴及び短靴は、この限りでない。

(4) 警察官が、警察庁等に出向した場合で、警察庁等で勤務するときは、支給品及び貸与品は、本人に保管させるものとする。

(5) 所属長は、条例第6条の規定により、休職者等から返納させた支給品及び貸与品並びに洗い替え用として保有している制服上衣、制帽、活動服、活動帽及び防寒服は、その休職等の期間中保管するものとする。この場合、所属長は保管書（別記様式第5号）を休職者等に交付するものとする。

#### 9 記念支給

次のいずれかに該当する場合は、洗い替え用として保有している制服及び制帽の一部を記念支給することができる。この場合は、所属長は、制服等記念支給申請書（別記様式第6号）により、総務部長の承認を受けるものとし、承認を受けた制服及び制帽には記念シール（別記様式第7号）をはり、承認を受けたものであることを表示するものとする。

ア 殉職した警察官の遺族から保存の申出があるとき。

イ 永年勤続により定年退職する警察官から保存の申出があるとき。

#### 10 代品の支給及び損害賠償

(1) 条例第7条ただし書に規定する「滅失又は損傷」とは、支給品又は貸与品の亡失、遺失、焼失、盗難、破損、汚損等をいう。

(2) 条例第7条ただし書に規定する「重大な過失」とは、少し注意をすれば滅失又は損傷を極めて容易に予見できたにもかかわらず、これを予見しなかったことをいう。

(3) 所属長は、警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品を滅失し、又は損傷した場合で、その旨の届出があったときは、必要な措置を行った上で支給品・貸与品滅失（損傷）報告書（別記様式第8号）を物品交付請求書（「物品取扱責任者の指定及び物品取扱責任者による物品の事務取扱いについて」（平成10年3月27日例規（会）第17号）別記様式第1号）又は物品管理換請求書・管理換調書（物品管理業務実施要領（平成18年7月31日例規（会・装）第99号）別記様式第1号）に添えて警察本部長に代品の支給又は貸与を申請するものとする。

(4) 洗い替え用として保有している制服上衣、制服用ワイシャツ、制帽、活動服、活動帽又は防寒服を滅失した場合は、所属長に届け出なければならない。